

大阪総合会計ニュース

第8号

2021年8月1日

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階
TEL 06(6202)9251 news@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



北浜の歴史シリーズ
第8回

道修町旧小西家住宅

(重要文化財)

薬の町、北浜道修町。ビル街の中でひととき目立つ和風の商家は、明治36年(1903年)に建てられたコニシ株式会社(合成接着剤「ボンド」で有名なメーカー)の旧社屋(小西儀助商店)です。往時の大阪船場の商家の姿を今に伝えています。最近まで事務所として使用されていましたが、現在は史料館として内部が一般公開されています。

今こそ抜本的な新型コロナ対策で 経済の活性化を

所長 竹内 克謹 よしなり

昨年の初頭から感染拡大が始まった新型コロナウイルス。年が明けてもその猛威は衰えず、政府は1月と4月の2度にわたって「緊急事態宣言」を発令し、感染拡大を防ごうと躍起になっています。菅政権の「感染拡大の波が繰り返されるのはやむを得ない」という立場では、いくら「緊急事態宣言」や「蔓延防止措置」を繰り返しても、その効果は現れるはずがありません。大阪では、3月以降の第4波で1000人以上の方がお亡くなりになり、昨年の死者を合わせると2200人以上で全国でも最悪の数字となっています。これは、菅政権の無策に輪をかけて、PCR検査を拡大しないばかりか、重症病床の運用数を減らすことによって、助けられる命を助けられない状況を生み出した大阪府政の責任は大きいと言わざるを得ません。

私たちの事務所では、毎月の法人決算の状況をまとめていますが、6月に税務申告した法人では、軒並み売上高が前年より30%以上減少しており、中には半減したという関与先もありました。明らかに新型コロナ禍の影響によるものと思われ、売上高が減少した会社では、「持続化給付金」や「雇用調整助成金」、そしてコロナ資金による銀行借入金によって何とか企業経営を持ちこたえさせているというのが現状です。この状況があと1年続くならば来年の決算では経営は存続の危機に陥る企業が続出するのではと危惧しています。

この1年、感染が拡大すると営業自粛を求めるとの繰り返しでした。今こそ感染拡大阻止に向けて、ワクチンの安全で迅速な接種と、大規模なPCR検査をセットで行い、新型コロナウイルスを封じ込めて経済活動を活性化させることなしには業績の回復は見込めないことは明白です。

新型コロナ禍で、インバウンドをはじめとした外需頼みの経済の脆さが露呈しました。事業所数の99%を占める中小企業を経済の主役に据え、その要求である「資金繰り」「IT化」「後継者づくり」に応える政策を推進し、経済をよみがえらせることが求められています。

土壇場で慌てないための 相続税の基礎知識



門脇 知慶

(1) 相続人は誰か？

相続が発生した場合は、まず、誰が相続人になるのかを把握することが初めの一歩となります。

図1で示すように、被相続人（亡くなった故人を指します）の配偶者は常に相続人になる権利を有し、配偶者を限定とした優遇制度が多いのも特徴です。

配偶者を除く相続人は、図1にあるように第一から第三までの順位があり、順位が上ほど相続する権利も強く、下の順位は上の順位がない場合に限り相続権が回ってくる仕組みになっています。

(2) 相続税は どうやって決まるの？

誰が相続人になるのかを把握した後、次に気になってくるのはやはり相続税が結局

いくらになるかという点だと思います。相続税は被相続人の死亡した日時点での、生前に保有していた全ての財産の合計額により決まります。ここでは相続税を決める主な財産の簡易な計算方法から、相続税が決まるまでの基本的な流れを紹介しましょう。

① 現金

現金は特に計算方法はありませぬ。ただし、被相続人の亡くなる直前の預貯金の引き出しには注意が必要です。たとえば、亡くなる数日前に現金50万円を念のために引き出していた場合、死亡した日においてもまだ現金が残っていると考えるのが自然です。そのため、引き出した現金の死亡日時点の残額も現金として財産に含める必要があります。

② 預貯金

死亡日時点での預入高に、既経過利息という、仮にその時点で解約した場合の利息の額を含めた評価額となります。

既経過利息の額は、金融機関に死亡日時点の残高証明書を寄せてきた際に金融機関側が計算しているため、自身で計算する必要はありません。

③ 土地

土地の計算方法は、路線価×面積となります。たとえば、路線価10万円、面積を300㎡とした場合は、評価額3000万円となります。

路線価とは土地の1㎡あたりの評価額であり、国税庁HPで調べることができます。

④ 家屋

家屋の計算方法は固定資産税評価額×1.0となります。

固定資産税評価額は、春頃に家屋の所在する役所から送られてくる固定資産税の納税通知書と同封の固定資産税課税証明書でわかります。

⑤ 上場株式

上場株式の計算方法は、死亡日の銘柄ごとの1株あたりの最終価格×銘柄ごとの保有株式数となります。

上場株式の最終価格は証券会社に死亡日時点の残高証明書を発行してもらうことで調べることができます。

⑥ 投資信託

投資信託とは、平たく言えば自分の代わりに証券会社や信託銀行に任せて自分の財産を投資運用してもらうことです。

評価はおおむね上場株式と同じで、証券会社や信託銀行から死亡日時点の残高証明書を発行してもらえば調べることができます。

⑦ 生命保険金

被相続人が保険料を負担していた生命保険の保険金は、被相続人の生前の財産とみなし、その保険金額は相続財産になります（これをみなし取得といいます）。

ただし相続人1人に対して500万円までは相続税の非課税になります。

図2

相続人	3人
保険金	1,500万円

の場合

500万円×3人 = 1,500万円

相続税の非課税額

1,500万円 - 1,500万円
保険金 非課税額

=0円となり、
保険金に対しては相続税はかかりません。

⑧ 債務控除

被相続人に生前借金などの負債があれば、それを債務として財産の評価額から控除して相殺することが可能です。

また、生前に負債がない場合でも、葬式費用や未払いの医療費なども債務控除として相殺可能です。

⑨ 基礎控除

ここまで財産を計算してきましたが、相続税には基礎控除という制度があり、財産の合計額がこの基礎控除額以下なら相続税は一切発生しません。具体的な計算方法は次の図3のとおりです。

図3

基礎控除額の算定		
3,000万円	+	
相続人1人につき600万円		
相続人が3人の場合		
3,000万円 + 600万円 × 3人	=	4,800万円

この場合4800万円以下は相続税が発生しません。申告の必要もありません。

(3) 相続税の優遇制度

計算の結果、基礎控除額を超えた方は、結局相続税を払うのかと落胆しているかもしれません。ですが、諦めるのはまだ早いです。相続税には要件を満たすと適用可

能な優遇制度があります。ここではそのうちの3つを紹介します。

① 配偶者の相続税額の軽減

この規定は配偶者であれば適用可能であり、たとえ基礎控除額を超えて相続税が発生したとしても、配偶者は1億6000万円までの財産にかかる相続税については、ほぼ0円となります。

ただし、遺産分割できていない財産にかかる相続税には適用がないので注意が必要です。

② 小規模宅地等の特例

一定の要件を満たせば、土地の評価額が50%または80%カットできる規定です。適用要件は多いですが、高額な土地の価額を下げるため、効果は絶大です。

③ 配偶者居住権

40年ぶりの相続税の大改正で新設されたのが配偶者居住権です。配偶者居住権とは、被相続人が生前住んでいた自宅を、居住権と所有権に分けるというものです。これによる最大のメリットは、財産が自宅だけの場合でも、配偶者は自宅を子と共有持分にするこなく、「配偶者は居住権」「子は所有権」として別々の財産を取得し、配偶者は今後も自宅に住み続けることができる点です。

(4) 最後に

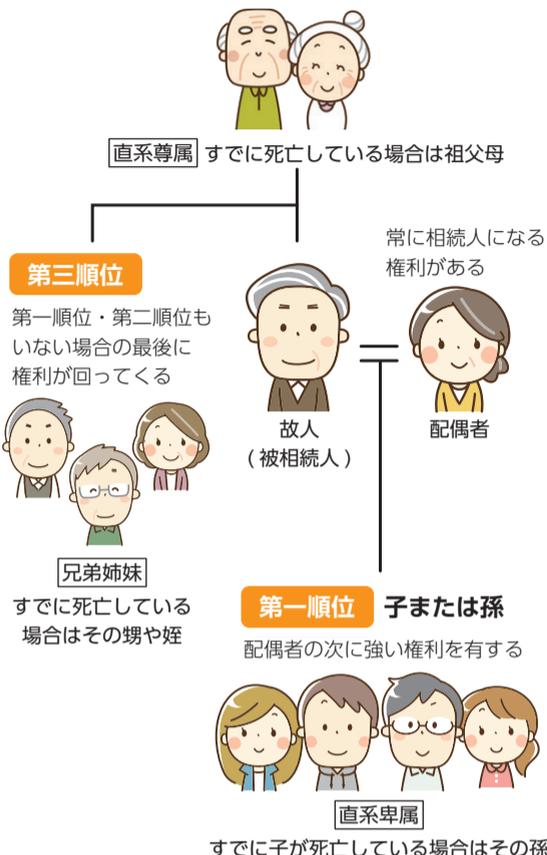
相続税を払い過ぎず、できるだけ低く抑えたい。誰もがそう思っているのではないのでしょうか。相続税を低く抑えるには、生前からの入念な相続税対策が重要になってきます。するとしないとは大違いです。

大阪総合会計事務所では相続の案件も多く扱っており、相続に詳しい職員も多数います。財産の総額を知りたい、調べてみたら自分たちの知らない不動産がいくつも出てきてどうしたらいいかわからないなど、どんな内容でも構いませんので、お気軽にご相談ください。初回の相談料は無料で行っています。

図1

第二順位 父・母または祖父母

第一順位である子または孫がない場合に権利が回ってくる



免税事業者危機！インボイス制度

山本 賢志朗

図1 現行の消費税の仕組み (消費税を10%として計算)

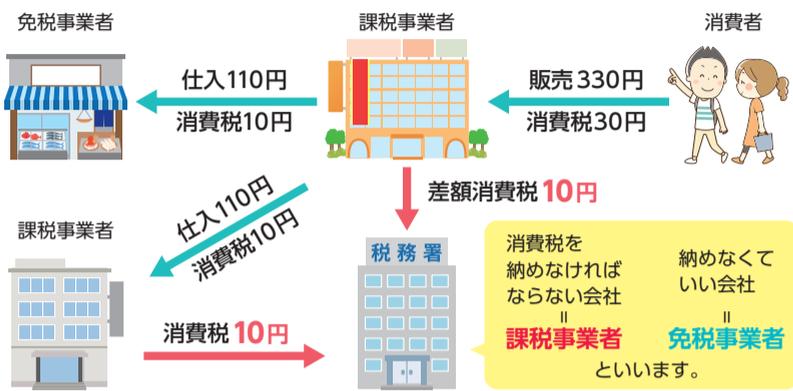
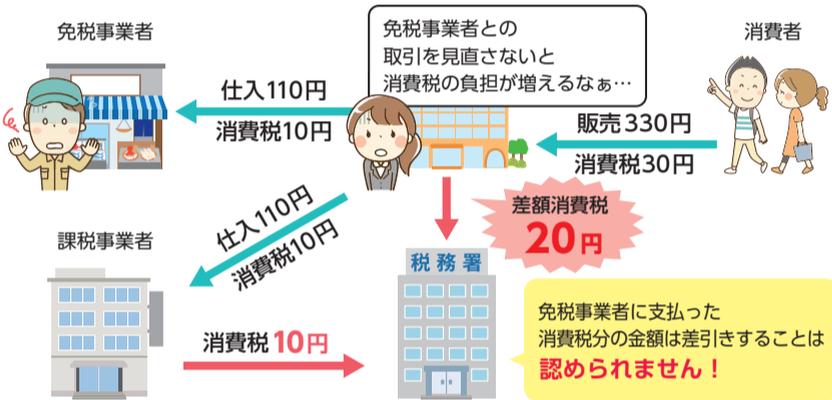


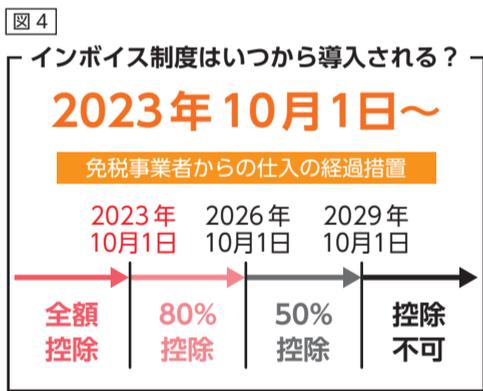
図2 インボイス制度の仕組み (消費税を10%として計算)



**登録番号の発行が
できないとどうなる？**

インボイス制度の導入により、登録番号の記載がある請求書の保存をしない場合には仕入税額控除ができなくなります。

「適格請求書発行事業者」として



**適用にあたっての
経過措置**

23年10月1日以後、免税事業者との取引については段階を経て仕入税額控除に制限がかかります。図4にあるとおりです。最終的には、29年10月1日以後は免税事業者からの仕入、外注費などの経費について全額仕入税額控除を行うことができなくなります。

1つ例をあげます。課税事業者である建設会社と下請けの一人親方。この一人親方が免税事業者であれば適格請求書を発行できず、建設会社は一人親方に支払う外注費について仕入税額控除を行うことができません。ですから、建設会社は下請けに対して消費税分の値下げや、課税事業者になるよう要求することが想定されます。免税事業者としては次のような対応が考えられます。

- 1 適格請求書発行事業者の氏名または名称
 - 2 登録番号
 - 3 取引年月日
 - 4 取引内容
 - 5 税抜取引価額または税込み取引価額を税率区分ごとに合計した金額
 - 6 ⑤に対する消費税額および適用税率
 - 7 請求書受領者の氏名または名称
- 引用：速報税理



1 課税事業者になって消費税を納める

2 免税事業者のままでは消費税分を値引きする

2の対応を取った場合、課税事業者である取引相手は納税額が増えるため、免税事業者との取引の中止を検討する考えられます。取引を継続するため、免税事業者が泣く泣く課税事業者を選択せざるを得ない事態が生じることも考えられ、これは事

導入によって追加された項目を赤字にしています。図3が適格請求書の一例です。

登録できない免税事業者は登録番号が記載されたインボイスを発行することができません。

左上の図2をご覧ください。図1に比べて、仕入税額控除の金額が少なくなり納税額が増えていることがわかります。

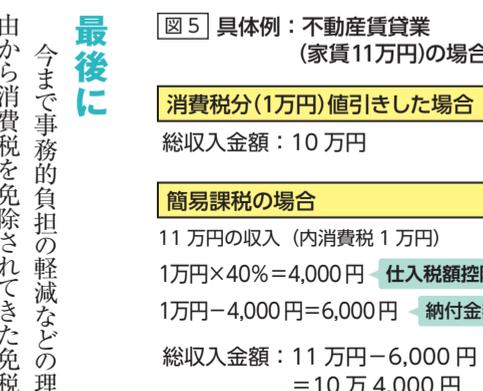
1つ例をあげます。課税事業者である建設会社と下請けの一人親方。この一人親方が免税事業者であれば適格請求書を発行できず、建設会社は一人親方に支払う外注費について仕入税額控除を行うことができません。ですから、建設会社は下請けに対して消費税分の値下げや、課税事業者になるよう要求することが想定されます。免税事業者としては次のような対応が考えられます。

導入によって追加された項目を赤字にしています。図3が適格請求書の一例です。

最後に

今まで事務的負担の軽減などの理由から消費税を免除されてきた免税事業者。インボイス制度により価格の一部でありながら価格の大小にかかわらず一律に10%（軽減対象など除く）課税されてしまうことに違和感をもつのは私だけではないと思います。

しかしながら、10月1日から登録は始まります。インボイス制度導入に備えて準備を進めていきましょう。



不動産賃貸業では主な経費は減価償却費や借入金の利子、固定資産税など消費税のかからない経費が大半を占めますので、消費税分の値引きを迫られ、泣く泣く値引きをするよりも、簡易課税を選択して納税した方が手元に残る金額が多くなるケースが想定できます。

簡易課税の選択

ここまで手続きについて述べましたが、具体的な対応にも少し触れておきたいです。たとえば、不動産賃貸業を営む事業者は簡易課税の選択を検討してみるのもいいかと思えます。簡易課税とは、売上に含まれる消費税に対して業種ごとに決められた割合をかけて（不動産賃貸業については40%）、仕入税額控除の金額を計算する方法です。

実上の免税点制度の廃止です。負担を強いられる免税事業者にとっては事業を続けられるかどうかの瀬戸際といっても過言ではありません。

現行の消費税の仕組み

まずは基本的な消費税の計算方法について説明します。売上から計算される消費税額から、仕入から計算される消費税額を差引きした金額が納付すべき消費税額です。この差引きすることを「仕入税額控除」といいます。

図1にあるとおり現行の消費税の仕組みでは、仕入先が課税事業者であっても免税事業者であっても仕入税額控除を行うことができます。

適格請求書発行事業者の登録方法

適格請求書発行事業者の登録申請書に必要事項を記入した上で、税務署へ提出します。登録の開始時期については、21年10月1日から登録申請が可能です。ここで1点注意していただきたいことは、課税事業者であっても登録申請をしないという点です。申請手続きを行い、適格請求書発行事業者としての登録をして、初めてインボイスを発行することができます。

インボイス制度の開始は23年10月1日です。お早めに申請、ご登録をされるというかと思えます。

次は請求書の記載事項などについて

者から交付を受けたインボイス（適格請求書等）の保存が必要となることです。適格請求書発行事業者として登録をできるのは課税事業者だけです。免税事業者は課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となった上で登録申請をしなければなりません。

今年10月から登録が始まるインボイス制度。制度の本格導入にともない、免税事業者が取引から淘汰されてしまいます。今回はこの制度について話をさせていただきます。

旧交を温めるのもZOOMです



竹内 克謙

還暦を過ぎ、同級生から「退職しました」「リタイヤして郷里に戻って親の介護をしています」との便りが届くようになりました。コロナ禍で友人同士が集まることもままならない中、便利な道具がZOOMです。ビール片手にオンラインでの近況報告や思い出話を花を咲かせていると、夢と希望に溢れていた青春時代がよみがえります。悠々自適の生活には程遠いのが現実ですが、その分まだまだ夢を追いかけるチャンスをもたらしていると受け止めてこれからも全力投球です。



西岡 英利

相当昔の話ですが、参院議員だった青島幸男が、国会質問の中で、財界と自民党の癒着を問いただし、まともな答弁をしない当時の佐藤栄作首相に向かって「あなたは財界のちようちん持ちで男メカケだ」と言い放つて問題になったことがあります。私は当時まだ高校生で、よく意味がわからなかった記憶があります。今、自民党政権は当時と比べてどうか、コロナ対策の無能と混乱、汚職、腐敗など、「ちようちん持ち」「男メカケ」の役割も十分に果たしてないのではないのでしょうか。

コロナの功



谷田 久義

専門家は「五輪で感染リスクは高まる」「無観客が望ましい」との意見。国民の命を危険にさらしてまで五輪を開く理由は語らず、対策も穴だらけ。国民の命より五輪。コロナの功は、政府は国民第一でないことを明瞭にしたこととす。

強権の安倍政権下で起きた森友事件では、付度行政の実態の一部が「赤木ファイイル」で垣間見えました。矜持を持たない付度上手の官僚が幅を利かせ、赤木氏は命を絶ちました。「国民のため、国益のため」の思いは踏みにじられ、誇りを持ってなくなった心ある官僚は離職するでしょう。今が国民のための政権樹立の機会です。

日々充実



山本 賢志朗

入社して10カ月が経ちました。毎日が学びの連続で自分なりに成長を感じています。

8月は税理士試験です。今年は消費税法を受験予定です。去年は幸いにも2科目合格を果たすことができました。今年もいい結果を残せるよう精一杯頑張ります。来年は法人税法を受験予定なので、さらに税務に詳しくなり仕事に役立てるようになっていきたいです。遊びの面では、夏が好きで海へ行ったりしたいなあと思っているのですが、税理士試験が夏なのでしばらくできなさそうです。

コロナ禍で増えるお家時間



門脇 知慶

コロナ禍の影響で家にこもる機会も増え、お家時間を楽しもうと近所の100均でオセロを購入し、我が家の妹と久しぶりにやってみました。2人とも成人済みということもあり勝ちに対する執着もなく、それどころか裏返すのが段々面倒になる始末。そんなオセロバトルもついに終わりを迎えることに。結果は白も黒も同じくらいあつて数えるのも面倒なためドロー。

対戦中は全然終わらず無限に感じた時間も、終わるときは一瞬でした。コロナも終わるときは案外しれつと終わって、しれつと今までの日常に戻るのかもしれない。

入社一年を過ぎて



茶橋 綾子

今年の7月で入社して1年が経ちました。年末調整、確定申告などの仕事をこなすことに慣れてきました。在宅勤務のPCのリモート操作も、最初は戸惑いましたが、今ではスムーズにできるようになりました。また、在宅勤務が増えたので自室の椅子を新調したりと、コロナ禍の影響で自宅にも変化がありました。椅子は前に比べて座り心地がいいものを買えたので満足しています。

ワクチン接種も少しずつ広まっていくと同時にデルタ株のニュースが報道されたりして、まだまだ油断できませんが、気を抜かずこれからも感染予防していきましょうと思います。

今年の夏に向けて



松本 倫幸

今年も去年に引き続き、コロナが猛威を振るっています。とはいえ変わらぬ税理士試験はやつてくるので、今年も試験日までのあとわずかな期間を全力で駆け抜けたと思います。

プライベートでは、そろそろ痩せないというズボンが入らなくなってきたので、もともと興味だったジョギングを再開しつつ、夏の間に無理のない程度にダイエットできるように頑張ります。

マスク生活の熱中症予防



澤村 まち子

この時期にマスク生活で気をつけたいのは熱中症です。予防として、喉が渴き始める前から水分補給し、「こまめに少しずつ」とることがポイントです。特に、マスクをしていると喉の渴きが感じにくいのでタイミングを決めて水分をとることが大事だそうです。しっかりと水分補給をして熱中症にお気をつけくださいませ。

熱中症対策も忘れずに!



築山 宣子

不織布マスクがいいのはわかっていますが、去年の夏は母手製の布マスクを着用。マスク不足もありましたが、とにかく暑さに耐えられませんでした。今年も冷感マスクを購入。通勤時はハンディ扇風機が欠かせません。感染予防も大切ですが、熱中症対策も重要です。定期的にマスクを取って水分補給を!



増田 紗知子

昨年より家ごもりが日常となり、元来引きこもり気味の私には多少の不便さはあれ、苦にならない日々が続いています。「自粛疲れ」という言葉をニュースで聞いてもいまいち理解ができていない私に、友人から「逆に、毎日必ず外出しなければいけない状況を想像してみれば」と言われ恐怖しました。ストレスでも耐えられないと。自由な引きこもり生活が早く戻るようにと願っています。

短冊の願ひ



岩本 厚子

近所の保育園や駅構内の七夕の笹の葉の短冊には「マスクをしなくてもいい生活を送れますように」「早くコロナが収束しますように」と切実な願いごとが書かれていました。

大きな花火大会やお祭りは中止になり今年も夏のイベントは見送りのようです。早く短冊の願ひごとが実現されますように。

夏季休暇のお知らせ

8/12(木)~8/16(月)

夏季休暇とさせていただきます。

※コロナ禍、密を避けるため、毎月第1営業日午前中の所内会議を事務所外で行っております。この間、電話対応ができませんので、ご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最大限取り組んでお待ちしております。

職員一同、

感染予防に